

東日本大震災調査特別委員会資料 (5)

平成 30 年 9 月 7 日
産 業 部 商 工 課

仮設事業所の解体・譲渡の状況と退去後の対応について

事業用仮設施設については、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」とする）により、市内に 67 施設が整備され、全て市に無償で譲渡され事業者に貸与してきました。復興の進捗により、平成 30 年 8 月 31 日現在、21 施設が撤去、17 施設が事業者に無償譲渡され、残り 29 施設を市が管理しています。

貸与期間が 5 年を超える仮設施設については、中小機構の仮設施設有効活用等助成事業により、撤去経費に係る助成の期間が平成 30 年度末までとされていることから、市では、仮設施設の貸与期限を原則として平成 30 年 10 月末までとしております。一方、土地利用等に支障が無く譲渡を希望する入居事業者または土地所有者に施設を無償譲渡できる方針を併せて示してきたところで

す。
また、仮設施設整備後、土地区画整理事業により移設が必要となり、市が公共補償として再整備したリース契約施設（代替施設）が、市内に 6 施設ありましたが、その内 1 施設が既に撤去、2 施設が事業者に譲渡され、現在 3 施設を市が管理しています。

これらの仮設施設、入居事業者及び退去事業者の全体の状況については以下のとおりです。（括弧内は土地区画整理事業に伴い、公共補償により再整備したリース契約施設の外数）

1 仮設施設の整備状況（主な用途・種類、年度別）

主な用途・種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
店舗	11	8		(1)	(1)	(2)	19(4)
事務所	9	7				(1)	16(1)
工場	7	6	5	(1)	1(-)		19(1)
倉庫	1	1					2(-)
漁業作業場	2	7		1(-)	1(-)		11(-)
合計	30	29	5	1(2)	2(1)	(3)	67(6)

※ 1 棟が複数用途（例：店舗・倉庫）で構成されている場合は、その代表用途で集計

2 仮設施設の撤去・譲渡の状況

主な用途・種類	整備施設数	撤去	譲渡	現有施設	退去事業者数
店舗	19(4)	10(1)	3(2)	6(1)	105(28)
事務所	16(1)	5(-)	5(-)	6(1)	18(0)
工場	19(1)	5(-)	4(-)	10(1)	22(0)
倉庫	2(-)		2(-)	0(-)	4(0)
漁業作業場	11(-)	1(-)	3(-)	7(-)	9(0)
合計	67(6)	21(1)	17(2)	29(3)	158(28)

※退去事業者数については、仮設施設の譲渡を受けて本設とした事業者及び、仮設施設の譲渡を受けた事業者から借用して本設とした事業者を含む。

3 退去事業者の動向

区分	本移設行	仮設施設譲渡	譲受者から借用	廃業	他施設で仮復旧等	休業中等	計
事業者数	95(14)	20(3)	4(1)	23(5)	0(5)	16(0)	158(28)
割合	58.6%	12.3%	2.7%	15.1%	2.7%	8.6%	100.0%

4 10月末で貸与期限が満了となる仮設施設の今後の方向性

主な用途・種類	撤去	譲渡	計	入居事業者数
店舗	6(1)		6(1)	33(2)
事務所	1(1)	5(-)	6(1)	20(1)
工場	2(1)	6(-)	8(1)	23(2)
倉庫			0(-)	0(-)
漁業作業場		5(-)	5(-)	10(-)
合計	9(3)	16(-)	25(3)	86(5)

※現有する仮設施設中、4施設（工場2、漁業作業場2）、10事業者（工場4、漁業作業場6）については、貸与期間が5年未満であり、11月以降も継続して貸与していく。

5 10月末で貸与期限が満了となる仮設施設の入居事業者の意向

区分	本移設行	仮設施設譲渡	譲受者から借用	廃業	施不設要	未定	計
事業者数	22(4)	14(-)	30(-)	7(1)	1(-)	12(-)	86(5)
割合	28.5%	15.4%	33.0%	8.8%	1.1%	13.2%	100.0%

6 仮設商店街の状況（整備された施設数67(6)に含まれる）

名称【整備年月日】	入居者数		備考
	現在数	ピーク時	
南町紫市場【H23.11.30】	-	50	H29.4.30退去, H29.5月撤去
復興屋台村気仙沼横町【H23.10.25】	-	19	H29.4.16退去, H29.5月撤去
気仙沼鹿折復幸マート【H24.2.21】 ※気仙沼鹿折復幸マルシェ【H23.12.27】	-	22	H28.8.31退去, H28.9月撤去
気仙沼海岸前商店会【H24.9.14】	-	4	H28.12.31退去, H29.3月撤去
東新城かもめ通り（東新城）【H24.1.27】	-	8	H30.1.26退去, H30.2月撤去
まついわ福幸マート「ココサカエル」 （松崎片浜）【H24.11.12】	-	14	H30.3.31退去, H30.6月撤去
福幸小町田谷通り（田谷）【H23.12.6】	10	10	貸与期限:平成30年10月末
福幸小町田中通り（田中）【H23.12.5】	8	9	貸与期限:平成30年10月末
福幸小町南ヶ丘通り（南ヶ丘） 【H23.11.25】	4	8	貸与期限:平成30年10月末
復幸サンライズ（本吉町山谷） 【H24.12.5】	3	4	貸与期限:平成30年10月末

7 入居事業者の退去後及び今後の対応について

仮設施設の入居事業者については、仮設施設の貸与期限満了に関し、入居事業者との個別面談や仮設商店街入居者に対する全体説明会などを通じて、退去の際の留意事項や、本設再建に向けた市独自の補助事業、制度融資等について、これまで丁寧に説明してきたところです。

仮設施設退去後の状況については、施設整備に係る補助事業等の申請、相談等を通じて、事業者の状況を一定程度伺っているところです。

なお、平成30年10月末で貸与期限が満了となる仮設施設の入居事業者については、貸与期限満了後の意向を「未定」としている事業者をはじめ、未だ本設復旧に至らない事業者から詳細な聴き取りを行うなどして、引き続き必要な支援に注力してまいります。